

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：21201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01398

研究課題名（和文）オンライン取引における「場の提供者」の法的責任

研究課題名（英文）Legal Liability of "Place Providers" in Online Transactions.

研究代表者

窪 幸治（Kubo, Koji）

岩手県立大学・総合政策学部・教授

研究者番号：60404828

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：オンライン取引における「場の提供者」は、2021年に制定された取引デジタルプラットフォーム消費者保護法により、取引DPF提供者として取引適正化及び紛争解決支援に係る努力義務や販売業者等に係る行政責任の補完的役割が課され、そこからPF利用契約上、当事者への情報提供、取引契約の環境整備を行う民事上の義務を導くことが可能となった。また設置された官民協議会を通じ、その義務の継続的な展開が図られることになった。さらに、取引契約においても履行の一部を代行し、かつ、取引DPF提供者が主導的立場にある場合には、消費者の信頼を保護するため取引契約上の責任を補完的に負うことがあると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オンライン取引の場の提供者である取引DPF提供者の民事責任は、そこで行われる取引契約の環境を機能や規律を定めることで整備することができることから、取得した情報に応じて認められる従前の仲介者の責任の延長線で考えることができ、それが2021年に制定された取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の行政的規律により強化、発展することを示した。苦情受付などの努力義務による情報収集、官民協議会を通じた取引上の社会通念の形成など、民事上の義務が更新される。他方、取引契約における取引DPF提供者の責任は、履行の一部引受けかつ主導的立場にある場合に限り認められる余地があることに言及したが、今後の課題である。

研究成果の概要（英文）：The legal liability of "place providers" in online transactions were developed by the "Act on the Protection of Consumers Who Use Digital Platforms for Shopping" enacted in 2021. The law imposes on the transaction "digital platform provider" the obligation to make efforts related to transaction appropriateness and dispute resolution support, as well as a complementary role to the administrative liabilities related to dealers, etc. In addition, in the DPF utilization contracts, the transaction DPF provider has a civil obligation to provide information to the parties and to improve the environment for transaction contracts. The public-private councils established will guide the establishment of ongoing obligations. Furthermore, the transaction DPF provider may have complementary liabilities under the transaction contract to protect the consumer's trust, if the transaction DPF provider acts on behalf of part of the performance and is in a leading position in a mail order sale.

研究分野：民事法、消費者法

キーワード：取引デジタルプラットフォーム 環境整備 契約責任 情報活用

1. 研究開始当初の背景

オンライン取引の場を提供者の法的責任(民事責任)に関して、利用契約の無償性、商取引の場を提供するだけで、積極的な媒介行為を行うわけではないため仲介人としての責任は認められず、また場の提供者に対して民事責任を問うことは、オンライン取引の多様な発展を阻害することになるとの考えが強かった。

しかしながら、消費者が安心して参加できない市場では発展は見込めず、各種情報の収集・周知や利用契約(規約、約款)を介して取引環境を整備しうる取引プラットフォーム運営者に一定の責任を認めることが望ましく、他方で合意の希薄さや無償性を考慮した適切な法的責任を検討する必要性があった。

2. 研究の目的

B to C 取引においても拡大するオンライン取引の「場の提供者」の役割にふさわしい法的責任を考察することで、消費者問題に対する解決指針を示し、今後(当時)の法制化に向けた議論への示唆を導くことが目的である。

なお、民事責任の根拠は不法行為ではなく、契約責任として構想することで、オンライン取引全体に係る健全なシステム・環境の構築、統括運営を促進、取引の種類・規模に即したプラットフォームの多様性を確保し、その発展を担保できるようにする理論を提供も目的とした。

3. 研究の方法

仲介者の責任との異同、契約の構造、業法などが民事責任にどう影響するか、外国法(EU法)の動向を参照しながら、検討した。

例えば、取引 DPF の提供のサービス契約であることで果たすべき善管注意義務の内容、PF の二面市場から無償性の克服、利用契約・取引契約による三面ないし複合契約の性質、大手 DPF で組み合わせる決済関係等とそこに係る業法の影響などの検討、ヨーロッパ法協会のモデル準則の比較参照である。

4. 研究成果

取引プラットフォーム(PF)に関連する、オンライン広告 PF や決済 PF への検討を行った後、研究対象であるオンライン取引における場の提供者の責任状況の明確化に資する、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法が 2022 年 5 月に施行されたため、同法と民事責任に関する検討に移った。

2019 年度はオンライン広告 PF に関して、取引 PF 利用だけでなく様々なオンライン利用を通じた情報収集の結果、消費者がプロファイリングされ、ターゲティング広告の対象となっていることなどを確認し、消費者契約法による対処や不法行為責任の成否の可能性が認められた。

2020 年度はターゲティング広告に対する消費者契約法の困惑取消権の適否に関連して、同取消権の検討を行っており、本研究の直接の成果はない。

2021 年度は、大手取引 DPF が決済 PF としての意義も有することから、決済システムの健全性、利用者保護の観点から、金融関連の法規制は強く、それに応じた安全性確保義務などが提唱されている。また、資金決済法では認定資金決済事業者協会による問題への即応態勢が期待できることも明らかにした。

2022 年度は、取引 DPF 消費者保護法が施行され、本研究の前提状況が変わったため、同法の内容の確認と、民事責任への影響を検討した。

取引 DPF 消費者保護法が定める内閣総理大臣による利用停止等の要請、販売業者等情報の開示請求権は DPF 利用契約上の権利義務関係に影響し、提供者が取引適正化・紛争解決に関して措置を講じる努力義務、官民協議会、消費者の申し出制度などの自主的取組が促進され、民事上の取引上の社会通念または信義則の前提の更新が期待される。

そこで取引 DPF 利用契約の性質について考察することとし、同契約の特性(複合契約、情報蓄積による DPF 提供者の支配的地位、安全性への信頼、継続性等)及び利用停止等に係る裁判例と取引 DPF 消費者保護法との関係を検討した。

取引上の社会通念を考慮した契約解釈により、同種・規模の DPF 提供者に期待される利用環境整備が義務設定されうること、他方で利用停止等に際しての調査義務等を取引 DPF 提供者が販売業者等に負うなどの構造が見られ、行政法規である取引 DPF 消費者保護法を超えた民事上の責任が発生しうると考えられた。

なお、取引契約に関する取引 DPF 提供者の責任は、販売業者等が不明で、取引 DPF 提供者が履行の一部を代行し、かつ、主導的立場にある場合に認められないか、ヨーロッパ法協会「オンライン・プラットフォームに関する準則」などを参照できないか、検討したが十分詰められなかった。

以上の結果は、2022 年度内に公表できなかったが、2023 年 5 月に消費者団体(消費者市民ネットワークとうほく)において取引 DPF 消費者保護法の紹介と併せた報告を予定し、同団体が 2023 年

度中に出版予定の先端消費者法第3巻に寄稿(「取引DPFと消費者保護」)している。また、2021年公表の「オンライン広告と責任(序論)」(岩手県立大学総合政策22巻91頁)及び広告PFのみ取り上げた2022年「電子商取引と契約勧誘」(現代消費者法56号26頁)でも情報蓄積による対処可能性、民事責任の可能性に言及した。

全期間を通じては、情報蓄積により必要とされる措置を講じるため、契約(約款)による統制、システム設計を利用者との関係で義務として把握、その展開する構造を確認し、各当事者の責任範囲を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 窪幸治	4. 巻 22
2. 論文標題 オンライン広告と責任（序論）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岩手県立大学「総合政策」	6. 最初と最後の頁 91 - 104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>・適格消費者団体消費者市民ネットとうほくの2021年7月の勉強会（消費者事例ラボ）で報告「キャッシュレス決済と消費者保護」を行った。また、同団体で2023年度発行予定（発刊日未定）の「先端消費者法第3巻」に「取引DPFと消費者保護」寄稿。その内容を2023年5月に同勉強会で報告済。</p>
--

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------